

『週刊現代』編集人

出樋 一親 様

平成18年2月27日

外務省報道課長

山野内 勘二

本日発売の貴紙3月11日号において「外務省飯村豊大使の疑惑―「巨額津波支援金が消えた！」」と題する記事が掲載されています。

同記事における指摘は、まったくの事実誤認であるのみならず、わが国がインドネシアにおいて実施し、現在、着々と成果が挙がっている津波被災支援の実施状況を意図的に歪曲して伝えるものです。さらに同記事は、根拠もなく、飯村駐インドネシア共和国大使やわが国援助関係者を中傷する内容となっています。(本件に係る事実関係については別紙参照)

インドネシアに対する本件支援を含むスマトラ沖大地震・インド洋津波被害へのわが国支援の状況については、外務省として国民に対する説明責任を果たすべく、昨年12月15日、外務本省において、報道関係者、NGO関係者等を対象に支援の実施状況や今後の見通しなどに関する報告会を開催しています。また、報道機関からの取材に対しても可能な限りの協力を行い、支援の状況につき説明を行ってきています。

今回の記事はこれらを全く無視して、読者に誤った情報を提供するのみならず、明確な根拠もないままに、明らかに個人に対する誹謗・中傷を行うものであり、外務省として看過することはできません。

ここに、外務省として貴社に対し、読者に誤解を与える記事を掲載したことにつき厳重に抗議するとともに、貴社として責任ある適切な措置を行うことを強く求めます。

---

注：上記の外務省からの抗議に対しては、5月に当該報道関係者より表現に不十分な箇所があったことにつき遺憾の意の表明がありました。

『週刊現代』3月11日号における記事「外務省飯村豊大使の疑惑―「巨額津波支援金が消えた！」」における基本的な事実関係の誤り

1. インドネシア向け支援の56億円の行方が不明との指摘があるが、支援総額146億円の全額について既に用途を決定しており、現在調達手続及び各種事業が順調に行われている。資金も適切に管理されており、行方不明との指摘は当たらない。

(参考)

インドネシア向けの援助146億円については、74億円分がすでに契約を終了しており、残りの部分についても入札手続や契約手続を経ており、用途が不明になっている箇所は存在しない。外務省ホームページには、用途が確定した支援の中で、すでに契約が締結されているものの一覧が掲載されている。支援総額と契約済み額との差額は、入札準備・手続中の案件や、契約手続中の案件である。

援助資金はインドネシア政府の調達代理機関である財団法人日本国際協力システム(JICS)により、適切に管理されている。JICSは援助実施に際しての入札等の各種手続を行うほか、援助資金の契約業者に対する支払いを行っており、資金の管理状況についてインドネシア政府に対して報告する義務を負っている。

2. 同記事では援助資金は12ヶ月以内に使うことが政府間で合意されていると指摘されているが、実際に今回の支援に関し政府間で合意されているのは、援助資金は12ヶ月以内に全ての用途を決定し、調達手続又はその準備のため、インドネシア政府の口座から支出することである。

(参考)

実際に、援助資金の全額については用途が決定し、資金は全額インドネシア政府の調達代理機関であるJICSの調達口座に移管されている。

3. 援助資金は、飯村大使の署名がなければ使用できないとの指摘があるが、そのような事実はない。

(参考)

援助資金の用途について、日本政府の同意を得ることとなっているが、一旦決定した案件に関する資金の支出について、飯村大使の署名が必要ということは一切ない。

4. 昨年4月12日に在インドネシア大使館渡邊公使がアルウィ前経済調整大臣に会い、20億円の用途未定分について追加要望を受けたとの指摘があるが、そもそも渡邊公使が飯村大使に代わって同大臣と会った事実はない。

5. 日本の支援はインドネシア政府の要望に基づいていなかったとの指摘があるが、実施する事業及び調達する物品の全ては、インドネシア政府が在インドネシア日本大使館と協議した上で、主体的に決定したものである。

(参考)

今回の津波被災支援に際して、日本政府は常に被災国のニーズに沿った支援を迅速に行うことに最大限の意を用いており、支援開始直後から、インドネシア政府を含む被災国政府と緊密に意見交換や協議を行ってきている。

6. 契約された機材の一部が調達されていない、届いていないという指摘及び架空契約があったとの指摘があるが、事実と反する。

(参考)

1. 西岸道路緊急復旧事業では、建設機械32台及び車両38台の合計70台が調達されている。既にすべての建設機械・車両が、荷受人であるインドネシア公共事業省に引き渡されており、復旧事業において活用されている。
2. ラジオ局支援では中継車、中継機材が調達されなかったとあるが、中継機材が装備された中継車両については調達対象に含まれている上、既に契約が行われている。現在、納入手続が行われている最中である。
3. 護岸工事事業に関し、契約者のひとつであるはずの「アディ・カルヤ社」が契約を結んでいないとの指摘があるが、JICS は昨年12月12日に同社と実際に契約を締結している。

7. JICS による手数料の二重取りが行われているとの指摘があるが、そのような事実はない。

(参考)

インドネシア政府と同国の調達代理機関であるJICSとの間の調達代理契約において、JICS に支払われる調達代理手数料は、事務所維持費・一般管理費(2,500万円)及び業者契約毎の手数料(契約額の2%)であることが決められている。インドネシア政府からJICSに支払われる手数料は、調達代理契約にしたがって業者契約が締結された後に支払われている。最終的な支払の合計金額は、最大でも3億1千百万円を超えないこととなっている。

(了)